



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B28巻一医療提供**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B28 卷一医療提供

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

# IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B28 巻一医療提供

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前にcommentletters@ifrs.orgまでご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

**© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.**

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の[permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org)に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org)への電子メール又は当財団のショップ<https://shop.ifrs.org>への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## 医療提供

### 産業に関する記述

「医療提供」産業は、病院、診療所及びその他の医療関連の施設を所有し、管理している。企業は、入院及び外来診療、手術、精神衛生、リハビリ、並びに臨床検査サービスを含む、さまざまなサービスを提供する。医療提供サービスに対する需要は、保険加入率、人口構成、病気の重さ、及びけがをする確率に大きく左右される。米国の患者保護及び医療費負担適正化法(Patient Protection and Affordable Care Act (PPACA))は保険に加入する個人の数を増加させたが、この法律の将来には不確実性が残っている。この産業は、労務費及び施設費の固定費が高く、医療費の削減と結果の改善が規制上、強調されている点で特徴付けられる。医療提供企業はまた、非公開の営利企業、非営利企業及び宗教団体が運営する医療システムと、患者及びリソースについて激しい競争に直面している。

### サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

| トピック                | 指標  | カテゴリ   | 測定単位                  | コード          |
|---------------------|---|--------|-----------------------|--------------|
| エネルギー管理             | (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合                                    | 定量     | ギガジュール(GJ)、パーセンテージ(%) | HC-DY-130a.1 |
| 廃棄物管理               | 医療廃棄物の総量、(a) 焼却、(b) リサイクル又は加工処理、及び(c) 埋立処分の割合                                   | 定量     | メートルトン(t)             | HC-DY-150a.1 |
|                     | (1)有害医薬品廃棄物及び(2)非有害医薬品廃棄物の総量、(a) 焼却、(b) リサイクル又は加工処理、及び(c) 埋立処分の割合               | 定量     | メートルトン(t)、パーセンテージ(%)  | HC-DY-150a.2 |
| 気候変動による健康及びインフラへの影響 | 以下に対処するための方針及び実務の記述：(1)気候災害の頻発化及び激甚化に起因する物理的リスク、並びに(2)気候変動に伴う病気及び疾病の罹患率及び死亡率の変化 | 説明及び分析 | 該当なし                  | HC-DY-450a.1 |

表 2. 活動指標

| 活動指標                 | カテゴリー | 測定単位 | コード         |
|----------------------|-------|------|-------------|
| 種類ごとの(1)施設数及び(2)病床数  | 定量    | 数    | HC-DY-000.A |
| (1)入院患者数及び(2)外来患者来院数 | 定量    | 数    | HC-DY-000.B |

## エネルギー管理

### トピックサマリー

医療提供企業は、エネルギー集約型の施設を運営しており、購入した電気及び燃料の両方に依存している。この両方の消費は、気候変動や公害などの環境への影響（impacts）をもたらす可能性がある。これらの影響（impacts）を制限し、エネルギー効率及び再生可能エネルギーを奨励しようとする立法上の意図により、化石燃料及び従来型の電力の価格が変動する場合がある。エネルギー効率を向上させることができる企業は、コストを削減し、エネルギー価格設定が変動するエクスポージャーを限定することができる。

### 指標

#### HC-DY-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合

- 1 企業は、(1)自社が消費したエネルギーの総量をギガジュール（GJ）単位で集計して開示しなければならない。
  - 1.1 エネルギー消費の範囲には、企業の外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産した（自己生成の）エネルギーを含めた、すべての供給源からのエネルギーを含める。例えば、直接的な燃料の使用、購入した電力、並びに暖房、冷却及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含める。
  - 1.2 エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める。
  - 1.3 企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、~~米国エネルギー省（DOE）~~、又は~~米国エネルギー情報局（EIA）~~から取得した、総発熱量（GCV）とも呼ばれる高位発熱量（HHV）を使用しなければならない。
- 2 企業は、(2)自社が消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 2.1 この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量をエネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、(3)自社が消費した再生可能エネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 3.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等、それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義する。
  - 3.2 この割合は、再生可能エネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
  - 3.3 再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー（再生可能エネルギー証書（REC）又は原産地保証（GO）を明示的に含む再生可能電力購入契約（PPA）を通じて購入した場合、Green-e エネルギー認証済の電力事業者若しくはサプライヤープログラムを通じて購入した場合、又は、明示的に REC 若しくは GO を含むその他のグリーン電力製品、若しくは Green-e エネ

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

ルギー認証 REC 及び GO が電力系統からの電力と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合) を含める。

- 3.3.1 現場で生成した再生可能電力について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持 (retain) し (すなわち売却せず)、取消し (retire) 又は無効化 (cancel) する必要がある。
  - 3.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持 (retain) 又は交換 (replace) し、取消し (retire) 又は無効化 (cancel) する旨を、その契約に明示的に含めて伝える必要がある。
  - 3.3.3 企業の支配又は影響 (influence) の範囲外にある電力系統ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。
- 3.4 この開示の目的において、水力源及びバイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、
- ~~3.4.1 水力源からのエネルギー：ローインパクト水力発電協会によって認定されたもの、または州再生可能エネルギー供給義務化基準の対象となるエネルギーに限定されているもの。~~
  - 3.4.2 バイオマス源からのエネルギー：第三者の基準 (例えば、森林管理協議会、サステナブルな森林イニシアチブ、PEFC 森林認証プログラム、又は米国ツリーファームシステム (ATFS)) で認証された材料、再生可能エネルギー認証のための Green-e フレームワークのバージョン 1.0 (2017 年) 若しくは Green-e 地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料、又は適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準 (RPS) において適格となる材料 (又はこれらの複数のもの) に限定される。
- 4 企業は、燃料使用量 (バイオ燃料を含む) の HHV の使用及びキロワット時 (kWh) の GJ への変換 (太陽光又は風力エネルギーからの電力を含むエネルギーデータの場合) 等、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。

## 廃棄物管理

### トピックサマリー

医療提供企業は、規制対象の医療廃棄物及び医薬品廃棄物を大量に発生させている。この種の廃棄物にかかる処理料金は、通常、従来の廃棄物よりも高く、この産業にとって大きなコストとなる場合がある。廃棄物の分別戦略の強化、リサイクル、及び再利用によって廃棄物の発生量を減らすことができる企業は、これらのコストにさらされることを制限することができる。

### 指標

#### HC-DY-150a.1. 医療廃棄物の総量、(a) 焼却、(b) リサイクル又は加工処理、及び(c) 埋立処分の割合

- 1 企業は、自らが所有及び運営するすべての施設で発生した医療廃棄物の総量をメートルトン単位で集計し開示しなければならない。
- 2 ~~連邦又は州レベルの規制法域の規制~~を受ける場合がある医療廃棄物（規制医療廃棄物、感染性廃棄物、生物医学廃棄物、又はバイオハザード廃棄物とも呼ばれる）は、~~期限切れの1988年医療廃棄物追跡法に従って定義され、以下のものを含む。~~
  - 2.1 培養物及び株 - 感染病原体及び関連する生物学的培養物の培養物及び株（医療及び病理学検査室からの培養物、研究及び工業検査室からの感染病原体の株、生物学的廃棄物、廃棄された弱毒化生ワクチン生産からの廃棄物、培養物の移送、接種及び混合に使用される培養皿及び装置を含む）。
  - 2.2 病理廃棄物 - 手術、解剖又はその他の医療処置の際に除去された組織、臓器、体の一部及び体液、並びに、体液の検体及びその容器を含むヒトの病理廃棄物。
  - 2.3 ヒトの血液及び血液製剤 - (1)ヒトの血液の液状廃棄物、(2)血液製剤、(3)ヒトの血液で飽和若しくは滴下したもの（若しくはこの両方）、又は(4)ヒトの血液で飽和若しくは滴下したもの（若しくはこの両方）であって、血清、血漿、及びその他の血液構成要素を含む乾燥したヒトの血液が付着したもの、並びに患者の治療、検査及び実験室での分析、又は、医薬品開発に使用された若しくは使用を意図したそれらの容器。また、静注バッグもこのカテゴリーに含まれる。
  - 2.4 鋭利なもの - 動物若しくはヒトの患者の介護若しくは治療、又は医学研究若しくは工業検査室で使用された鋭利な物で、皮下注射針、シリンジ（付属の針の有無を問わない）、パストゥールピペット、手術用メスの刃、血液バイアル、付属のチューブ付き針及び培養皿（感染病原体の有無を問わない）を含める。また、使用済みスライドやカバースリップなど、感染病原体と接触した、破損した又は破損していないその他の種類のガラス製品も含まれる。
  - 2.5 動物の排泄物 - 研究（動物病院での研究を含む）、生物学的製剤の生産、又は医薬品の試験中に感染性病原体にさらされたことが明らかな動物の死骸、体の一部、及び床敷。
  - 2.6 高感染症疾患系医療廃棄物 - 特定の高い伝染性をもつ疾患から他人を守るために隔離されたヒト、又は高い伝染性をもつ疾患に感染していることが明らかな

隔離された動物の血液、排泄物、滲出物、又は分泌物で汚染された生物学的廃棄物及び廃棄物。

- 2.7 未使用の鋭利なもの - 以下の廃棄される未使用の鋭利なもの：皮下注射針、縫合針、注射器及び手術用メスの刃。
- 3 企業は、発生した医療廃棄物のうち、(a) 焼却、(b) リサイクル又は加工処理、及び(c) 埋立処分された医療廃棄物の総重量を発生した医療廃棄物の総重量で除して、最終廃棄方法ごとの医療廃棄物の割合を計算しなければならない。
  - 3.1 リサイクル又は加工処理には、リサイクル施設、加工処理施設又はその他（例：サプライヤーへの返却、商業的堆肥化）を経由した廃棄を含めなければならない。
- 4 企業が医療廃棄物の処理に廃棄物輸送サービス、斡旋業者又は仲介業者を利用する場合は、最終的な廃棄方法を特定するために誠意を持って努力しなければならない。

**HC-DY-150a.2. (1)有害医薬品廃棄物及び(2)非有害医薬品廃棄物の総量、(a)焼却、(b)リサイクル又は加工処理、及び(c)埋立処分の割合**

- 1 企業は、(1)自らが所有及び運営するすべての施設で発生した有害医薬品廃棄物の総量をメートルトン単位で集計して開示するとともに、(a)焼却、(b)リサイクル又は加工処理、(c)埋立処分の割合を開示しなければならない。
  - 1.1 有害医薬品廃棄物は、廃棄物が発生する法域で適用される法令の枠組みに従って定義される。廃棄物には、資源保全再生法（RCRA）に定められた廃棄物と、定められていない特徴的な廃棄物がある。
    - ~~1.1.1 廃棄物リストとは、40 CFR Part 261 に記載されている 4 つの有害廃棄物リスト（F リスト、K リスト、P リスト、U リスト）のいずれかに掲載されている廃棄物と定義する。~~
    - 1.1.2 非掲載、特徴的な廃棄物とは、4 つの特性のうち少なくとも 1 つを示す。有害医薬品廃棄物は、一般に、発火性、腐食性、反応性、毒性などの特性を示すものを含む。
    - ~~1.2 企業は、環境保護庁（EPA）の有害廃棄物医薬品の管理基準で規定される定義の最新版に従わなくてはならない。~~
    - 1.3 企業は、発生した有害医薬品廃棄物のうち、(a) 焼却、(b) リサイクル又は加工処理、(c) 埋立処分された有害医薬品廃棄物の総重量を発生した医療廃棄物の総重量で除して、最終処分方法ごとの有害医薬品廃棄物の割合を計算しなければならない。
      - 1.3.1 リサイクル又は加工処理には、リサイクル施設、加工処理施設、その他（例：サプライヤーへの返却、商業的な堆肥化）を経由した廃棄を含めなければならない。
    - 1.4 企業は、該当する法令上の定義がない法域に所在するオペレーションの有害医薬品廃棄物を定義する目的で、米国環境保護庁（EPA）の資源保全再生法（RCRA）又は EU 廃棄物枠組み指令（廃棄物に関する指令 2008/98/EC、その後の修正を含む）を使用する場合がある。

- 1.5 企業は、有害医薬品廃棄物を定義するために使用される、適用される法域の基準又は規制を開示しなければならない。
- 2 企業は、(2)自社が所有及び運営するすべての施設で発生した非有害医薬品廃棄物の総量をメートルトン単位で集計して開示するとともに、(a)焼却、(b)リサイクル又は加工処理、(c)埋立処分の割合を開示しなければならない。
- 2.1 非有害（固形）廃棄物は、ごみや塵芥、廃水処理場、水道処理場又は大気汚染防止施設からの汚泥、及びその他の廃棄物と定義され、工業、商業、鉱業、農業、及び地域社会の活動から生じる固体、液体、半固体、又は含有ガス状物質を含む。それは規制物質であったり、環境や人体への影響（effect）があったりするため、特別な取扱いが必要な場合がある。
- 2.2 企業は、発生した非有害医薬品廃棄物のうち、(a) 焼却、(b) リサイクル又は加工処理、(c) 埋立処分された非有害医薬品廃棄物の総重量を発生した医療廃棄物の総重量で除して、最終処分方法ごとの非有害医薬品廃棄物の割合を計算しなければならない。
- 2.2.1 リサイクル又は加工処理には、リサイクル施設、加工処理施設、又はその他（例：サプライヤーへの返却又は商業的な堆肥化）を経由した廃棄物を含めなければならない。
- 3 有害又は非有害医薬品廃棄物の他の廃棄方法（例：堆肥化又は永久長期保管）がある場合は、企業はそれらを開示しなければならない。
- 4 企業が医薬品廃棄物の処理に廃棄物輸送サービス、斡旋業者又は仲介業者を利用する場合は、最終的な廃棄方法を特定するために誠意を持って努力しなければならない。

## 気候変動による健康及びインフラへの影響

### トピックサマリー

気候変動に伴う異常気象の増加は、医療提供施設に物理的な脅威を与え、影響を受ける人々へのサービス提供に課題を生み出す可能性がある。潜在的な感染症の蔓延、食糧不足、水不足と相まって、これらの事象は「医療提供」産業に重要性がある（material）影響を与える可能性がある。気候変動に関連する方針、実務、及び準備状況に関する企業の情報開示は、価値がどのように保護されるのかを投資者が理解するのに役立つ。

### 指標

#### HC-DY-450a.1. 以下に対処するための方針及び実務の記述：(1)気候災害の頻発化及び激甚化に起因する物理的リスク、並びに(2)気候変動に伴う病気及び疾病の罹患率及び死亡率の変化

- 1 企業は、以下のような異常気象の頻度、深刻度、種類、及び地理的な場所の変化によって生じる物理インフラ及び資産へのリスクへの対処に関連する方針及び実務の性質、範囲、及び実施状況を記述しなければならない。
  - 1.1 洪水の発生しやすい低平地又はハリケーンの発生しやすい地域（又はこの両方）に位置する物理インフラへのリスク
  - 1.2 設備設計に基づく物理インフラのリスク（重要な医療機器が地下に存在する、またはバックアップ電源が利用可能であるなど）
- 2 企業は、気候変動の影響を受ける可能性が高い特定の疾患の有病率、地勢、及び重症度の変化によってもたらされるリスクへの対処に関連した方針及び実務の性質、範囲、及び実施状況を記述しなければならない。
  - 2.1 熱中症患者の流入に伴う能力の増強又は柔軟性（又はこの両方）の必要性
  - 2.2 以下を例とする、患者の変化する疾患プロファイルを特定、治療するために必要な施設及び専門知識の獲得：
    - 2.2.1 熱帯地域の住民に影響を与えるが、気候変動により将来的には非熱帯地域を標的とする可能性があるマラリア、デング熱、その他の病原媒介生物による疾患
    - 2.2.2 熱に関連した疾患（地表面オゾンの増加による喘息といった肺疾患など）
    - 2.2.3 水を媒介とする疾患（洪水発生率の増加によるコレラなど）
    - 2.2.4 人の発達障害（食糧の入手可能性の低下による栄養失調など）